

健 康 福 祉

内容

- 社会福祉
- 生活保護等
- 障がい福祉
- 高齢者福祉
- 介護保険制度
- 保健衛生
- 市内所在福祉施設一覧
- その他の施設

健康福祉

○社会福祉

1 福島市社会福祉基金

市民参加の育てる社会福祉を目的として昭和47年に創設した社会福祉基金は、市の積立金や市民の善意の寄附金を基に、恵まれない人々に愛の手をさしのべようとする制度で、昭和49年度から交付している。

(1)基金の状況 (単位：円)

令和4年度末 残高	令和5年度中増減額				令和5年度末 残高
	寄附金	利子	基金運用繰出額	基金積立額	
① 425,125,012	② 2,199,313	③ 24,742	④ 1,682,444	②+③-④=⑤ 541,611	① +⑤ 425,666,623

(2)令和5年度福島市社会福祉基金運用額

項目	件数	単価 (円)	給付額 (円)
福祉団体等事業費補助金	4	100,000 を上限に 事業費の 1/2	390,000
産業災害遺児激励金 (小学校及び中学校卒業時)	0	50,000	0
児童利用施設等事業費補助金	19	上限 47,500	840,374
高齢者福祉施設授産製品寄贈事業	11	上限 47,500	452,070
合計	34		1,682,444

2 民生・児童委員

本市の委員の定数は594人(主任児童委員54人を含む)で方部ごとに26の協議会を組織している。

○方部別民生委員協議会の状況 (令和6年4月1日現在 単位：人)

民生委員協議会名	第1	第2	第3	第4	第5	第6	渡利	杉妻	蓬萊
委員定数	13(2)	20(2)	22(2)	17(2)	9(2)	26(2)	30(2)	23(2)	22(2)
民生委員協議会名	清水	東部	鎌田	瀬上	余目	笹谷	大笹生	吉井田	西
委員定数	61(3)	21(2)	19(2)	14(2)	23(2)	21(2)	9(2)	19(2)	17(2)
民生委員協議会名	土湯	大波	立子山	飯坂	松川	信夫	吾妻	飯野	計
委員定数	5(2)	6(2)	8(2)	59(3)	30(2)	41(2)	41(2)	18(2)	594(54)

※ () は主任児童委員数

3 社会福祉法人の認可、指導監督等

平成25年4月より、社会福祉法人設立認可・定款変更等に関する事務、社会福祉法人の指導監督(監査)事務を行っている。

所管社会福祉法人数 41 法人 (令和6年4月1日現在)

4 社会福祉施設及び福祉サービス事業者等に対する指導監督等

中核市移行に伴い、平成30年4月より、社会福祉施設及び福祉サービス事業者(障がい・介護)等に対して、計画的に指導監督を行うこととしています。

- ・所管社会福祉施設数 152 施設 (令和6年4月1日現在)
- ・所管介護福祉サービス事業数 985 事業 (令和6年4月1日現在)
- ・所管指定障がいサービス事業数 351 事業 (令和6年4月1日現在)

5 その他の事業

(1)戦没者追悼

戦没者の霊を慰めるため、毎年追悼式を実施しており、令和5年度は、10月4日にキョウワグループテルサホールにおいて実施した。

○生活保護等

1 概況

生活保護は、生活困窮者の申請に基づき福祉事務所長が決定するが、その内容は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があり、厚生労働大臣の定める保護基準により具体的な扶助が算定される。この保護基準は、現在においては一般国民の消費水準との関係で定められることになっている。

○生活扶助基準額の推移

(福島市標準3人世帯の場合、夫33歳、妻29歳、子4歳)

改定年月日	基準額(円)	対前回比(%)
H31.4.1	150,990	100.0
R2.4.1	153,285	101.5
3.4.1	153,375	100.1
4.4.1	153,375	100.0
5.4.1	153,375	100.0
6.4.1	160,500	104.6

※冬季加算(Ⅲ区の月額×支給月数/12)、児童養育加算を含む。

2 現況

生活保護の動向は社会的・経済的背景により影響を受けるが、市の被保護者数は近年の高齢化率の上昇に伴う、高齢者世帯の増加もあり、過去最高となっている。

生活保護費扶助別では、医療扶助が最も多く、次いで生活扶助となっている。

(1)保護の実施状況

生活保護世帯、人員等の推移(年度平均)

年度	区分	被保護者		保護率(%)		
		世帯数(世帯)	人員(人)	本市	福島県	全国
R元		2,494	3,026	10.5	9.1	16.4
2		2,541	3,103	10.9	9.1	16.3
3		2,620	3,160	11.3	9.4	16.2
4		2,646	3,188	11.3	9.5	16.2
5		2,726	3,269	11.8	9.7	—
6		2,717	3,272	12.0	—	—

(R6年度については、R6.4.1現在)

○生活保護費扶助別状況

(単位：千円)

年度	扶助別	生活	住宅	教育	介護	医療	その他	合計	前年比(%)
R元		1,421,310	677,981	12,659	168,077	2,231,576	94,035	4,605,638	100.1
2		1,400,992	711,049	11,984	184,312	2,292,063	91,071	4,691,471	101.8
3		1,415,901	734,935	12,045	199,929	2,340,547	86,273	4,789,630	102.1
4		1,460,889	762,496	10,417	214,631	2,268,173	77,715	4,794,321	100.1
5		1,475,689	781,966	11,514	216,556	2,350,619	77,303	4,913,647	102.5
6 (予算)		1,535,000	819,000	10,000	233,000	2,306,000	76,000	4,979,000	—

3 中国残留邦人等生活支援

中国残留邦人等生活支援給付は、戦後の混乱の中、肉親と離別するなどし、国外に居住することを余儀なくされた方々に対し、日本に帰国し老後の生活の安定のため「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」により、平成20年4月から開始された支援策である。

支援給付の基準は生活保護基準と同一である。

なお、平成26年10月からは中国残留邦人等が亡くなった配偶者に対し、老齢基礎年金の3分の2相当額を給付する配偶者支援金を開始。

(1) 支援の実施状況

○支援世帯、人員等の推移（年度平均）

年度	区分	被支援者	
		世帯数（世帯）	人員（人）
R元		3	3
2		2	2
3		2	2
4		2	2
5		1	1
6		1	1

（R6年度については、R6.4.1現在）

○生活支援給付別状況

（単位：千円）

年度	区分	生活	配偶者支援金	住宅	介護	医療	合計	前年比（%）
R元		1,477	303	362	23	3,976	6,141	46.6
2		1,605	0	491	101	6,631	8,828	143.7
3		1,840	0	632	201	18	2,691	30.5
4		810	0	237	30	3,310	4,387	163.1
5		770	0	201	0	12	983	22.4
6（予算）		824	0	201	300	3,500	4,825	—

4 住居確保給付金

第2のセーフティネットとしての住居確保給付金は、リーマンショック後の失業者対象として、平成21年10月から住宅手当緊急特別措置事業「住宅手当」として開始された制度である。手当の支給は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象とし、住宅の確保（住宅喪失の予防）及び就労機会の確保を支援することを目的としている。

支給額は賃貸住宅の家賃額であり生活保護の住宅扶助基準に準拠している。

本市の支給額	単身世帯	36,000 円
	2人世帯	43,000 円
	3人～5人世帯	47,000 円
	6人世帯	50,000 円
	7人世帯以上	56,000 円

(1) 支援の実施状況

年度	件数（件）	金額（千円）
R3	398	13,240
4	304	10,786
5	45	1,631

（4月～3月延数）

5 法外援護

法律に基づく援護のほか、本市独自に、行旅者で費用に困窮する者に対して、必要な援護を行っている。

○R 5 年度の援護状況

	内容	対象者
行旅人への援護	○乗車券の交付 福島～二本松 ～白石 ～米沢	48 人
	○食料の提供 パン、牛乳	

○障がい福祉

1 障がい者の福祉

(1) 身体障がい者の福祉

身体障がい者の在宅福祉施策としては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）による障害福祉サービス、各種相談、補装具の交付・修理や日常生活用具の給付等を実施しているほか、在宅介護対策として特別障害者手当等の支給を行っている。

また、社会参加促進と在宅リハビリテーション対策としては、在宅福祉サービスの利用援助等を総合的に行う相談支援事業、点字広報の発行や手話通訳者派遣等の意思疎通支援事業、機能訓練・創作的活動等を行うデイサービス事業などを実施している。

このほか、自立支援医療費（更生医療及び育成医療）の給付、タクシー料金助成、紙おむつ等の治療材料・衛生器材の給付、人工透析患者通院交通費助成や在宅酸素療法電気代助成等により、在宅福祉施策のより一層の充実に努めている。

施設福祉施策では、デイサービスや生産活動を行う生活介護施設をはじめ、生活施設としての障害者支援施設、就業の機会を提供する就労移行支援施設のほか、デイサービス事業等を行う身体障がい者福祉センターの利用支援に努めている。

(2) 知的障がい者の福祉

知的障がい者については、県障がい者総合福祉センター・基幹相談支援センター等の関係機関の協力を得て、福祉施策の充実に努めている。なお、本市においても障がいの重度化、高齢化の傾向を示しており、早期に療育及び訓練を行い、社会生活に順応できるよう援護施策を実施している。

(3) 精神障がい者の福祉

精神障がい者の社会復帰を促進し、地域で可能な限り自立した生活ができるよう、人権に配慮した生活支援の提供、精神障がい者への理解と協力が得られる地域づくりをめざして、精神障がい者に関する知識の普及啓発や相談支援事業を実施するほか、精神障害者保健福祉手帳の申請收受等事務、自立支援医療費（精神通院医療）の申請收受等事務、障害福祉サービス（ホームヘルプサービス、グループホーム等）、保健・福祉に関する相談・助言といった事業を実施している。

(4) 障がい児の福祉

障がい児の福祉向上のため、児童福祉法に基づく障がい児通所支援を実施している。また、在宅障がい児においては、障害者総合支援法による障害福祉サービスの実施のほか、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児童扶養手当の支給や補装具の交付・修理を行っている。

なお、上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対して生活動作向上のための訓練や必要な支援を行うため、児童発達支援センターを設置運営している。

(5) 難病患者等の福祉

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象となっております。これにより、難病患者等で症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいがある方々に対しても、障害福祉サービスの提供や本市の公の施設の使用料等の免除などを実施している。

①身体障害者手帳所持者数

令和6年4月1日現在（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	287	198	35	63	70	33	686
聴覚・平衡 機能障害	64	171	105	136	5	284	765
音声・言語・そしゃく 機能障害	6	8	79	30	－	－	123
肢体不自由	1,250	1,106	696	1,088	394	237	4,771
内部障害	1,845	34	491	736	－	－	3,106
合計	3,452	1,517	1,406	2,053	469	554	9,451

②療育手帳所持者数

令和6年4月1日現在（単位：人）

区分	A（最重度・重度）	B（中度・軽度）	合計
知的障がい者	842	1,975	2,817

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和6年4月1日現在（単位：人）

1級	2級	3級	合計
286	1,681	1,324	3,291

※障がい児（18歳未満） 令和6年4月1日現在（単位：人）

区分	件数
身体障がい児	142
知的障がい児	682
精神障がい児	85
計	909

2 障がい者自立支援・障害児通所支援事業

（令和5年度実績）

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害のある人々の社会活動や自立を支援するための福祉サービス等を提供している。

(1)居宅介護

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
5,047	51,180	385,266

(2)重度訪問介護

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
259	4,879	102,635

(3)同行援護

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
939	5,763	42,911

(4)行動援護

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
12	158	2,928

(5)療養介護

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
434	13,162	110,024
療養介護医療費		37,693

(6)生活介護

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
7,370	133,673	1,533,026

(7)短期入所

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
788	3,755	34,475

(8)共同生活援助

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
4,275	122,873	597,094

(9)施設入所支援

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
2,539	75,966	313,048

(10)自立訓練（宿泊型、生活・機能訓練）

区分	延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
宿泊型自立訓練	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	154	2,410	18,668
自立訓練（機能訓練）	8	143	996

(11)就労移行支援

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
1,103	17,652	166,503

(12)就労継続支援（A型・B型）

区分	延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
就労継続支援A型	1,168	23,025	157,157
就労継続支援B型	12,998	232,277	1,620,406

(13)就労定着支援

利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
146	148	4,832

(14)相談支援

区分	延利用者数（人）	公費負担額（千円）
計画相談支援	4,822	73,560

(15)児童発達支援（医療型児童発達支援含む）

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
2,823	30,171	374,898
肢体不自由児通所医療費		244

(16)保育所訪問

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
253	378	4,313

(17)放課後等デイサービス

延利用者数（人）	延利用日数（日）	公費負担額（千円）
7,720	83,879	866,207

(18)障害児相談支援

延利用者数（人）	公費負担額（千円）
1,384	23,887

(19)自立支援医療

○更生医療 受給者数 92人（R6.4.1現在） 公費負担額 216,268千円

		申請件数	決定件数	公費負担額（円）	
				医科	調剤
入院	視覚障害	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	1	1	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0
	肢体不自由	0	0	0	0
	内臓障害	心臓	0	0	0
		腎臓	15	9,719,764	0
		小腸	0	0	0
		肝臓	1	306,348	0
	免疫機能障害	1	0	0	0
	小計	18	20	10,026,112	0
入院外	視覚障害	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	570	0
	肢体不自由	0	0	0	0
	内臓障害	心臓	0	0	0
		腎臓	96	182,719,811	10,286,815
		小腸	0	0	0
		肝臓	8	419,599	906,866
	免疫機能障害	12	12	4,281,433	7,626,613
	小計	116	124	87,421,413	18,820,294
合計		134	144	97,447,525	18,820,294

○育成医療 受給者数 15人（R6.4.1現在） 公費負担額 1,332千円

		申請件数	決定件数	公費負担額（円）	
				医科	調剤
入院	視覚障害	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	3	3	249,175	0
	肢体不自由	0	0	0	0
	内臓障害	心臓	2	451,942	0
		腎臓	0	0	0
		小腸	0	0	0
		肝臓	0	0	0
	その他	2	2	393,307	0
	免疫機能障害	0	0	0	0
	小計	7	7	1,094,424	0
入院外	視覚障害	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	1	1	112	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	5	5	190,660	0
	肢体不自由	0	0	0	0
	内臓障害	心臓	0	0	0
		腎臓	0	0	0
		小腸	0	0	0
		肝臓	0	0	0
	その他	2	2	32,339	14,828
	免疫機能障害	0	0	0	0
	小計	8	8	223,111	14,828
合計		15	15	1,317,535	14,828

○精神通院医療 受給者数 6,145人（R6.4.1現在）

(20)補装具

種目	区分	支給件数（件）	金額（円）	修理件数（件）	金額（円）
義肢		17	8,128,551	16	1,658,398
装具		88	8,832,080	15	340,107
座位保持装置		20	7,389,726	3	442,916
盲人安全つえ		23	135,189	0	0
義眼		1	174,900	0	0
眼鏡		25	697,979	0	0
補聴器		78	6,153,389	39	678,084
車いす		39	11,469,280	42	1,988,979
電動車いす		8	6,077,986	26	2,119,100
座位保持いす		6	749,727	0	0
起立保持具		0	0	0	0
歩行器		7	279,276	1	54,060
頭部保持具		0	0	0	0
歩行補助つえ		5	42,992	0	0
重度障害者用意思伝達装置		3	2,280,808	0	0
計		320	52,411,883	142	7,281,644

3 地域生活支援事業

(令和5年度実績)

障害者総合支援法に基づき、障がい者が有する能力や適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施している。

(1)相談支援事業

区分	機関名	所在地	事業費（円）
基幹	ふくしま基幹相談支援センター	南沢又	7,337,350
身体障がい	福島市社会福祉協議会	森合町	4,053,000
知的障がい	清心荘	南沢又	7,918,000
精神障がい	相談支援センター リアン	渡利	7,810,000
障がい児	こじか キッズ サポート	方木田	3,988,000

(2)意思疎通支援事業

・手話通訳者設置 専従手話通訳者 2名 ・登録派遣手話通訳者 35名 (令和5年度実績)

相談・通訳 内 容	専従		登録派遣		説 明
	派遣件数	依頼数	派遣件数	依頼数	
生 活	785	785	76	69	市窓口、各種申請手続き、生活相談、遠隔手話通訳、運転免許講習
教 育	3	3	17	16	子育て相談、懇談会、参観
医 療	142	142	475	475	診療、検査、入退院説明、健康診断、救急、コロナワクチン接種
職 業	7	7	10	7	手当、就職相談、入社式、社員研修
そ の 他	148	144	172	112	会議、TV収録、講演会、主催イベント
計	1085	1081	750	679	(うち電話通訳 156件)

・要約筆記者派遣 登録者 26名 派遣件数 15件

(3)日常生活用具給付事業

種目	区分	交付件数（件）	金額（円）
介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット等）		17	2,195,280
自立生活支援用具（入浴補助用具、頭部保護帽等）		41	1,680,291
在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、吸入器等）		70	2,562,967
情報・意思疎通支援用具（視覚障害者用拡大読書器、点字図書等）		81	6,797,350
排泄管理支援用具（ストーマ用装具等）		3,103	56,018,862
住宅改修		10	1,748,075
計		3,322	71,002,825

(4)移動支援事業

延利用者数	延利用時間（h）
1,339	11,967

公費負担額 29,695 千円

(5)地域活動支援センター事業

区分	施設数	利用者数	補助額（千円）
I 型	1	26	8,730
Ⅲ型	6	81	43,200

(6)訪問入浴サービス事業

延利用者数	延利用回数
384	2,702

公費負担額 33,818 千円

(7)更生訓練費支給

延利用者数	延利用日数
200	8,215

公費負担額 1,920 千円

(8)生活支援事業

点字学習指導員派遣 登録者 10 名 派遣件数 40 件

(9)日中一時支援事業

延利件数	延利用回数
3,732	26,128

公費負担額 78,629 千円

(10)自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

助成人数	金額（千円）
1	100

4 障がい者援護事業

(令和5年度実績)

(1) デイサービス事業

施設名	所在地	延利用者数(人)
腰の浜会館	福島市腰浜町 32 番 1 号	753

(2) タクシー料金助成事業

延利用枚数	金額(千円)
26,161	13,801

1 人年30枚、1 枚 500 円の福祉タクシー券を交付
※特殊タクシー利用の場合は、1 回 6 枚 3,000 円以内

(3) 在宅酸素療法電気代助成事業

助成人数	給付額(千円)
183	3,112

(4) 重度心身障がい者医療費助成

福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例により、医療費の一部を助成する。

○助成状況

(令和5年度)

区分	助成延件数 (件)	助成金額 (円)	助成1件当たり の 金額(円)	登録者数 (人)
後期高齢者医療制度加入者	114,176	424,468,869	3,718	3,566
その他の保険加入者	51,883	307,081,915	5,919	1,996
合計	166,059	731,550,784	4,405	5,562

(5) 治療材料・衛生器材助成事業

治療材料給付		衛生器材給付		計	
延人数	金額(千円)	延人数	金額(千円)	延人数	金額(千円)
13,710	54,578	352	1,759	14,062	56,337

(6) 人工透析患者通院交通費助成事業

助成実人数	給付額(千円)
116	20,023

(7) 通所交通費助成事業

助成人数	給付額(千円)
482	12,884

(8) 心身障害者扶養共済掛金助成事業

市民税非課税世帯・均等割世帯の掛金を市が助成することにより、低所得者層の障がいを持つ保護者にも加入を容易にした。

市民税均等割世帯 8 件 (令和6年4月1日現在)
市民税非課税世帯 4 件 (")

(9) 特別障害者手当、障害児福祉手当

特別障害者手当は、20 歳以上であって、精神又は身体の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する方に支給される。(支給月額 28,840 円 令和6年4月1日現在)

障害児福祉手当は、20 歳未満であって、精神又は身体の障がいにより日常生活において常時介護を要する方に支給される。(支給月額 15,690 円 令和6年4月1日現在)

区分	受給者数(人)	給付額(千円)
特別障害者手当	463	152,715
障害児福祉手当	118	20,390

(10)特別児童扶養手当

身体又は精神に中度又は重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に支給される。

受給資格者数（人）	受給者数（人）
877	802

（支給月額 1級 55,350 円 ※令和6年4月より
2級 36,860 円 ※令和6年4月より）

(11)重度心身障害児童扶養手当（市条例）

20歳未満で身体障害者福祉法による2級以上の障がいをもつ、常に介添えを要する者または知的障がい者で常に介添えを要する者を監護している保護者で、本市に居住している者に支給される。（支給年額12,000円）

受給者数（人）	給付額（千円）
169人	2,028

(12)介護慰労手当

住宅で寝たきりの身体障がい者等を常時介護している家族等に手当が支給される。

受給者数（人）	給付額（千円）
50	3,000

※1人あたり60,000円

○高齢者福祉

1 概況

医学の進歩、公衆衛生の向上や食生活の改善等によって、わが国の平均寿命は大幅に延び、65歳以上の高齢者が急速に増加している。

本市における高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口比率）をみると、令和5年では31.13%（10月1日現在）となっており、今後も増加することが予想される。

高齢化の進行により、元気で自立した生活を送ることができる高齢者が増加するとともに、寝たきり等により援護を必要とする高齢者も増加しており、平成12年4月から介護保険法が施行され、措置から契約へ制度が大きく変化し、新しい仕組みで介護サービスが提供されている。

介護保険法の施行に伴い、健康・生きがいづくり、介護予防、生活支援対策の積極的な取り組みを進めていくことが重要であり、このような観点から種々の施策を推進している。

(1)高齢者人口の推移

（各年10月1日現在）

区分 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口（人）	277,516	275,966	273,904	271,405	268,623
65歳以上人口（人）	81,940	82,883	83,390	83,571	83,625
高齢化率（％）	29.5	30.0	30.4	30.8	31.1

(2)ひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者

①男女別人数

（令和5年6月末現在）

（令和5年8月1日現在）

項目 \ 区分	ひとり暮らし高齢者		寝たきり高齢者	
男	7,152人	32.1%	199人	39.1%
女	15,101人	67.9%	310人	60.9%
計	22,253人	100.0%	509人	100.0%

※「ひとり暮らし高齢者」は、住民基本台帳上の世帯種別

※「寝たきり高齢者」は、在宅介護慰労手当の受給資格登録者数

②年齢階層別比率



2 在宅福祉サービス

介護保険法の実施に伴って要介護状態に陥らないための介護予防施策や生活支援サービスを重要施策として事業の充実を図っている。

(1)生きがい型デイサービス事業

在宅で生活する介護保険に該当しない程度の比較的元気な高齢者に対して、通所による各種サービスを提供している。

◇サービスの内容

○レクリエーション ○入浴 ○給食 ○送迎 ○生活相談

◇利用料：一回 700 円

◇会場：わたりふれあいセンター

年度	延利用人数（人）
令和5年度	1,454

(2)温泉利用介護予防事業（湯ったりデイサービス）

温泉を利用したデイサービスを提供します。内容は生きがい型デイサービス事業と同一。

◇利用料：一回 1,500 円

◇会場：飯坂及び土湯温泉の旅館

年度	延利用者数（人）		
	飯坂温泉	土湯温泉	合計
令和5年度	660	483	1,143

(3)生活支援型短期入所事業

介護者や本人の理由により在宅での生活が一時的に困難となった高齢者を施設で一時的に保護します。

◇入所期間：1回につき7日以内(年間2回以内)

年度	延利用日数（日）
令和5年度	87

(4)食事サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、栄養のバランスがとれた食事を訪問により配食するとともに、訪問の際に利用者の安否等を確認している。

◇サービス内容：1人あたり1食（昼食）

◇配食日：週7日（1月1日を除く）

◇利用料：1食あたり400円

年度	延配食数（食）
令和5年度	44,752

(5)緊急通報装置設置支援事業

ひとり暮らしの高齢者等に、緊急事態が発生した場合に安否の確認を行い、救急車の依頼など速やかに対応するため緊急通報装置を設置支援し便宜を図っている。（所得による制限有）

年度	固定型（台）	携帯型（台）
令和5年度	952	151

(6)緊急通報装置設置支援事業（火災報知器）

ひとり暮らしの高齢者等に、緊急事態が発生した場合に安否の確認を行い、救急車の依頼など速やかに対応するため緊急通報装置を設置支援し便宜を図っている。（所得による制限有）

年度	火災報知器
令和5年度	9

(7)はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業

在宅において、寝たきり高齢者等の介護者（介護慰労手当受給世帯は除く）及びひとり暮らしの高齢者の方に施術費用の一部を助成している。

◇助成費：1,000 円の利用券を年間 12 枚を上限として交付

年度	交付者数		
	介護者（人）	ひとり暮らし（人）	合計（人）
令和5年度	7	116	123

(8)高齢者住宅改修助成事業

介護予防の視点から、介護保険と同様の住宅改修に助成する。

◇助成額：対象工事額の 9 割(18 万円限度)

◇対象者：要介護認定で「自立」と判定された高齢者等(本人及び世帯全体が市民税非課税)

年度	助成件数
令和5年度	4

(9)訪問理美容利用助成事業

自宅への訪問理美容サービスを希望する主に寝たきり等の高齢者へ、その出張費用を助成している。

◇助成費：1,000 円の利用券を年間 4 枚を上限として交付。

年度	利用件数
令和5年度	353

(10)在宅介護慰労手当

寝たきり高齢者及び重度の認知症高齢者を介護している家族を慰労するため、申請により手当を支給している。

◇令和5年度：60,000 円 介護者 395 人

(11)ひとり暮らし高齢者等給食サービス助成事業

ひとり暮らし高齢者等に給食サービスを行っている団体にその経費の一部を助成する。

年度	実施団体数
令和5年度	4

(12)敬老会の開催並びに敬老祝金の贈呈(令和5年度)

◇敬老会：市内 27 の実行委員会で記念品贈呈等の敬老事業を実施

◇敬老祝金受給者の実績：88 歳(米寿) 年額 5,000 円 1,681 人

(13)老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものとするため、地域内における老人の自主的な組織として老人クラブがある。

ふくこぶし福島（福島市老人クラブ連合会）の下に 19 の地区連合会と、182 の単位クラブがあり会員は 8,002 人になっている。これらの老人クラブに対して、補助金を交付し、その活動を援助している。

◇連合会の状況(令和5年度)

名称	単位クラブ数	会員数（人）
ふくこぶし福島地区連合会	182	8,002
ふくこぶし中央1	8	324
ふくこぶし中央2	10	312
ふくこぶし中央3	3	192
ふくこぶし中央4	6	276
ふくこぶし三河台	4	182
ふくこぶしわたり	14	738
ふくこぶし杉妻	9	271
ふくこぶし北信	6	297
ふくこぶし信陵	3	110
ふくこぶし吉井田	4	194
ふくこぶし西	4	131
ふくこぶし蓬萊	9	616
ふくこぶし清水	13	513
ふくこぶしもちずり	21	973
ふくこぶし飯坂	2	68
ふくこぶし松川	33	1,550
ふくこぶし信夫	10	515
ふくこぶし吾妻	12	354
ふくこぶし飯野	11	386

3 地域包括支援センター運営事業

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターを中心として、高齢者やその家族に対し、介護等に関する相談や公的福祉サービスの相談、介護予防事業等を実施している。

○地域包括支援センター

介護等に関する相談に応じ、介護予防事業なども含め、地域の福祉向上を包括的に支援している。

(令和5年度)

センターの種類		地域包括支援センター
センター数		22 ヲ所
運営方式		委託
相談延件数		45,110 件
内訳 (対応方法)	(訪問)	(21,459 件)
	(来所相談)	(3,012 件)
	(電話相談)	(19,581 件)
	(その他)	(1,058 件)
サービス担当者会議		4,093 件
地域ケア会議		73 回
介護予防教室事業		1,173 回

4 老人福祉センター

高齢者の憩いの場として、健康相談や健康増進、教養及びレクリエーションの機会を提供するために設置されている。

(1) 福島市老人福祉センター

①所在地 福島市仁井田字八ツ割川原 3 番地

②敷地面積 9,468.90 ㎡

③建物 鉄筋コンクリート造一部 2 階建ほか延 1,674.59 ㎡

④利用対象者

○60 歳以上の本市居住者

⑤使用料

1 人 1 日 100 円(午前 8 時 30 分～午後 4 時まで ただし入浴は午後 3 時まで。)

※日、祝日、年末年始を除く。

⑥施設の特徴

○あらかわクリーンセンターの余熱利用による大浴場設置

○45 人乗り送迎用バス運行(おおむね 20 人以上の団体を送迎)

○ミニゴルフ場 約 1,000 ㎡の敷地に 18 ホール設置

○陶芸施設(プロパンガス窯備付)

⑦利用状況

年度	利用者数 (人)	1 日平均 (人)
令和元年度	41,249	153
令和 2 年度	25,554	108
令和 3 年度	32,314	112
令和 4 年度	34,022	117
令和 5 年度	21,162	72

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため

・令和 2 年 3 月 11 日から令和 2 年 5 月 26 日
・令和 2 年 12 月 22 日から令和 3 年 1 月 11 日まで休館

※給湯管漏水により、令和 5 年 8 月 29 日から
令和 6 年 4 月 16 日まで浴室利用停止

(2) 福島市わたりふれあいセンター

①所在地 福島市渡利字番匠町 43 番地

②敷地面積 2,147.22 ㎡

③建物 鉄筋コンクリート造 2 階建 延 531.48 ㎡(一階部分の一部)

④利用対象者

○60 歳以上の本市居住者

⑤使用料

1 人 1 日 100 円(午前 9 時～午後 6 時まで。ただし入浴は午後 4 時まで。)

※第 1・3 日曜日、1 月 1 日～2 日を除く。

⑥施設の特徴

○児童センターが併設されており、世代間の交流が施設内でできる。

⑦利用状況

年度	利用者数 (人)	1 日平均 (人)
令和元年度	18,551	58
令和 2 年度	7,483	28
令和 3 年度	14,423	43
令和 4 年度	13,092	39
令和 5 年度	15,761	46

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため

・令和 2 年 3 月 11 日から令和 2 年 5 月 24 日
・令和 2 年 12 月 22 日から令和 3 年 1 月 11 日まで休館

※生きがい型デイサービス事業利用者を除く

5 老人ホーム

居宅において生活することが困難な 65 歳以上の高齢者を対象として養護老人ホームが設置されている。

○老人ホーム入所措置状況（令和 5 年度）

施設名		定員（人）	前年度からの 継続措置者数 （人）	5 年度中に入所 措置した実人員 （人）	5 年度末の 入所実人員（人）
養 護 老 人 ホ ー ム	福島恵風園	100	91	13	91
	桑折緑風園	100	57	15	56
	済生会川俣光風園	75	25	6	28
	緑光園	50	12	3	13
	三春町敬老園	80	2	0	2
	米沢市星の村	100	0	0	0
	聖明園曙荘	100	1	0	1
	計	605	188	37	191

6 福島市シルバー人材センター

健康で働く意欲のある 60 歳以上の方を会員として、高齢者の知識や技能等を活かすことのできる臨時的・短期的な仕事の機会を提供し、高齢者自身の社会参加、生きがいや生活の充実を図り、活力ある地域社会づくりを目的に活動している。平成 24 年 4 月に公益法人となる。

(1) 会員の働き方

- ・高齢者にふさわしい仕事をセンターが引き受け会員に提供
- ・センターとは雇用関係がなく、体力、希望に応じた働き方ができる
- ・仕事の完了後、センターから仕事の内容ごとに決められた配分金を支払

(2) 仕事の内容（主なもの）

- ・除草、清掃、農作業
- ・庭木手入れ
- ・ふすま、障子、網戸張替
- ・駐車場案内
- ・一般事務、賞状書
- ・家事手伝い

(3) 会員

1,071 人 男 730 人・女 341 人(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(4) 就業率

- 就業実人数 784 人
- 就業率 73.2%

(5) 事業状況（令和 5 年度派遣事業を除く）

- 就業延日人員 63,945 人
- 年間受注件数 5,842 件
- 年間契約金額 403,319 千円

(6) 運営費補助(令和 5 年度)

- 国 9,624 千円
- 市 9,624 千円
- 計 19,248 千円

○介護保険制度

1 概況

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に開始されている。

介護サービスの利用状況は、高齢社会の進行とともに伸び続けており、今後も寝たきりや認知症高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大していくことが予想される。

市は、利用者の立場に立った介護サービスが円滑に提供され、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、適正な制度運営に努めている。

2 介護保険事業計画

介護保険制度の円滑な推進を図るため、介護保険法第 117 条に基づき「福島市介護保険事業計画」を定めている。

介護保険事業計画は、各年度における介護サービスの種類ごとの見込み量やサービスを提供する施設整備など介護保険制度の推進のための施策及び事業などについて目標を定めている。令和6年度は、令和8年度までの3年間を計画期間とする、第9期介護保険事業計画を策定した。

3 福島市介護保険運営協議会

(1)設置の目的及び役割

介護保険事業の適正な運営を確保するため以下の事項を行う。

- ①介護保険事業の運営にかかわる予算についての協議、決算についての報告
- ②介護保険事業の進行管理、計画の作成
- ③その他運営上必要とする事項

(2)委員定数等

- ①委員定数 14名以内（現在は12名）
- ②選任区分 学識経験者（1名）、被保険者（4名）、福祉関係者（4名）、保健医療従事者（3名）
- ③任期 3年（令和6年4月1日～令和9年3月31日）

(3)介護保険運営協議会の開催

- 第69回（令和5年度第1回）令和5年5月25日
- 第70回（令和5年度第2回）令和5年10月30日
- 第71回（令和5年度第3回）令和6年2月13日

4 被保険者の状況

(1)介護保険の被保険者

介護保険の被保険者は、第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）に区分される。

(2)被保険者数（令和6年4月1日現在）

- ・第1号被保険者 83,488人
- ・第2号被保険者 89,999人
（うち、市資格管理者 429人）
- ・合計 173,487人

5 介護保険料

○介護保険料の状況

令和5年度

区分	延べ賦課人数(人)	延べ収納人数(人)	調定額(円)	収入額(円)	収入率(%)
特別徴収	79,822	79,887	5,330,170,800	5,330,170,800	100.0
普通徴収	10,758	10,379	479,017,400	456,956,988	95.4
合計	90,580	90,266	5,809,188,200	5,787,127,788	99.6
滞納繰越	1,454	521	54,806,287	14,427,054	26.3

※ 収入額＝収入済額－還付未済額

(1)第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

①保険料の算定方法

福島市介護保険条例第7条により、下記のように定めている。

■福島市の介護保険料

(令和6年度)

区分	対象となる方	保険料率	保険料(年額)
1	生活保護受給者等、市民税非課税世帯の方(合計所得+年金収入=80万円以下)	基準額×0.285	22,200円
2	市民税非課税世帯の方(合計所得+年金収入=80万円超120万円以下)	基準額×0.485	37,800円
3	市民税非課税世帯の方(合計所得+年金収入=120万円超)	基準額×0.685	53,400円
4	本人が市民税非課税の方(課税世帯)(合計所得+年金収入=80万円以下)	基準額×0.875	68,300円
5	本人が市民税非課税の方(課税世帯)(合計所得+年金収入=80万円超)	1.000 (基準額)	78,000円
6	本人が市民税課税の方(合計所得120万円未満)	基準額×1.150	89,700円
7	本人が市民税課税の方(合計所得120万円以上210万円未満)	基準額×1.275	99,500円
8	本人が市民税課税の方(合計所得210万円以上320万円未満)	基準額×1.500	117,000円
9	本人が市民税課税の方(合計所得320万円以上420万円未満)	基準額×1.700	132,600円
10	本人が市民税課税の方(合計所得420万円以上520万円未満)	基準額×1.900	148,200円
11	本人が市民税課税の方(合計所得520万円以上620万円未満)	基準額×2.100	163,800円
12	本人が市民税課税の方(合計所得620万円以上720万円未満)	基準額×2.300	179,400円
13	本人が市民税課税の方(合計所得720万円以上)	基準額×2.400	187,200円

年金収入＝課税年金収入(障害年金や遺族年金等の非課税年金を含まない)

合計所得：⑦第1～5段階は、課税年金等に係る雑所得及び租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除。なお、給与所得が含まれている場合は、所得金額調整控除前の給与所得から10万円を控除した額。

①第6～13段階は、租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。

②保険料の納め方

老齢年金等の年金を年間に18万円以上受給されている方(老齢福祉年金は除く)は、原則として年金からの天引きによる「特別徴収」となり、それ以外の方は、口座振替、納付書又はスマートフォンアプリで納める「普通徴収」となる。

(2)第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の介護保険料

保険料の支払い方法は、加入している医療保険により異なり、医療保険の保険料として一括して納める。

6 介護認定の状況

(1)要介護（要支援）認定

被保険者が介護(予防)サービスを受けるには、要介護認定を受ける必要がある。
 ・ 「要介護1～5」または「要支援1、2」と認定された方は、介護の必要の程度に応じた介護(予防)サービスが受けられる。

(2)介護認定審査会

保健・医療・福祉の専門分野からの 122 名（30 合議体）の委員による介護認定審査会を設置し、要介護認定の審査・判定を行っている。

・審査会回数 360 回（令和5年度） ・審査件数 12,394 件（令和5年度）

(3)要介護認定者数

令和6年3月末現在（単位：人）

区分 年齢構成	被保険者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者数計
第1号被保険者	83,488	2,372	2,283	3,412	3,039	2,271	2,050	1,329	16,756
65歳以上75歳未満	38,255	206	255	359	359	189	183	181	1,732
75歳以上	45,233	2,166	2,028	3,053	2,680	2,082	1,867	1,148	15,024
第2号被保険者	429	28	54	52	75	43	45	42	339
総数	83,917	2,400	2,337	3,464	3,114	2,314	2,095	1,371	17,095
構成率		14.0%	13.7%	20.3%	18.2%	13.5%	12.3%	8.0%	100.0%

7 介護サービス提供の状況

(1) 介護給付対象サービス

(令和5年度)

サービスの種類		市内所在 指定事業者数※	利用実績（月当たり）		年間給付額（千円）
			利用人数	一人当たり利用回数	
居宅	訪問介護	84	3,020.2	11.7	2,045,822
	訪問入浴介護	5	300.5	4.4	190,801
	訪問看護	37	1,619.6	4.8	655,945
	訪問リハビリテーション	9	239.0	5.2	90,116
	通所介護	59	3,347.6	8.3	2,604,704
	通所リハビリテーション	11	1,251.5	6.8	833,189
	居宅療養管理指導	9	2,271.6	1.7	168,396
	短期入所生活介護	27	916.1	9.5	912,024
	短期入所療養介護	13	222.8	8.7	261,802
	特定施設入居者生活介護	13	581.6	29.3	1,320,253
	福祉用具の貸与	22	5,589.2	28.9	979,040
	福祉用具購入費の支給	22	95.9	—	38,192
	住宅改修費の支給	指定なし	50.3	—	50,182
	居宅介護支援	95	7,537.4	—	1,372,918
	合計				11,523,384
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15	379.2	19.5	749,033
	夜間対応型訪問介護	2	4.8	9.5	3,236
	認知症対応型通所介護	18	213.9	8.5	245,957
	小規模多機能型居宅介護	12	240.5	23.5	594,455
	認知症対応型共同生活介護	35	565.1	29.7	1,701,950
	地域密着型介護老人福祉施設	3	63.2	28.7	204,502
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	4	165.2	25.2	398,501
	地域密着型通所介護	32	768.8	7.9	560,501
	合計				4,458,135
施設	介護老人福祉施設	22	1,479.2	29.2	4,761,256
	介護老人保健施設	12	980.4	26.6	3,242,579
	介護療養型医療施設	0	0.0	0	0
	介護医療院	0	1.9	30.5	7,004
	合計				8,010,839

(2) 予防給付対象サービス

サービスの種類		市内所在 指定事業者数※	利用実績（月当たり）		年間給付額（千円）
			利用人数	一人当たり利用回数	
居宅	介護予防訪問入浴介護	5	0	0	0
	介護予防訪問看護	35	178.0	3.7	45,311
	介護予防訪問リハビリテーション	8	45.7	4.3	13,442
	介護予防通所リハビリテーション	11	467.0	4.9	180,930
	介護予防居宅療養管理指導	9	84.1	1.6	6,661
	介護予防短期入所生活介護	26	24.4	4.8	8,906
	介護予防短期入所療養介護	13	3.0	4.6	1,441
	介護予防特定施設入居者生活介護	13	51.3	30.0	46,800
	介護予防福祉用具の貸与	22	1,568.4	29.8	125,270
	介護予防福祉用具購入費の支給	22	30.3	—	9,495
	介護予防住宅改修費の支給	指定なし	31.2	—	29,409
	介護予防支援	22	1,867.8	—	103,948
	合計				571,613
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	18	0.2	3.5	42
	介護予防小規模多機能型居宅介護	10	18.8	13.6	14,809
	介護予防認知症対応型共同生活介護	34	1.8	29.3	4,926
	合計				19,776

(3) その他

サービスの種類	市内所在 指定事業者数※	利用実績（月当たり）		年間給付額（千円）
		利用人数	一人当たり利用回数	
特定入所者介護・予防		1,518.6		525,737
高額介護・予防サービス費の支給		3,937.0		598,337
高額医療合算介護・予防サービス費の支給		218.0		78,629

※事業者数は休止中の指定事業者を含み「介護保険法第71条」のみなし指定を受けている保険医療機関・保険薬局を除く。
（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導等）

8 利用者負担対策・相談事業等の実績

(1) 社会福祉法人提供サービス利用者負担軽減対策事業

社会福祉法人等が一定の要件を満たす生活困難な低所得者の介護サービス利用者負担額を軽減し、軽減額が一定の割合を超えた事業者に対して助成を行った。

①実施法人数 38 法人

②軽減対象者 342 名

対象者の要件は、次のすべての条件を満たす方である。

- ・ 市民税非課税世帯。
- ・ 年間収入が単身世帯かつ 150 万円以下で、一人増えるごとに 50 万円加算（非課税収入も含む）
- ・ 預貯金等の額が単身世帯かつ 350 万円以下で、一人増えるごとに 100 万円加算
- ・ 世帯全員について日常生活に供する資産以外に住居や土地など活用できる資産がないこと
- ・ 負担能力のある親族等に税法上の扶養とされていないこと
- ・ 介護保険料を滞納していないこと

③軽減額 介護保険対象分及び食費・居住費等については 25%軽減

介護保険対象分

本人負担 10%⇒7.5%（25%軽減）

食費及び居住費分

本人負担 100%⇒75%（25%軽減）

④対象となるサービス

訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
第 1 号訪問事業・第 1 号通所事業（介護予防サービス相当事業であって、自己負担割合が介護保険給付と同様のものに限り）

これらに伴う食費・居住費（滞在費）、宿泊費（ただし日常生活費は含まない）

令和 5 年度

サービス種類	該当事業所数	延利用者数	法人に対する助成額
訪問介護	18 か所	289 人	103,132 円
通所介護	47 か所	330 人	31,769 円
短期入所生活介護	39 か所	252 人	369,165 円
介護老人福祉施設	41 か所	1,702 人	8,563,019 円
合計	145 か所	2,573 人	9,067,085 円

(2) 介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員が介護サービス利用者に対する相談活動を通じて、利用者の疑問や不満の解消を図るとともに介護サービスの質的な向上を図ることを目的に実施している。

① 相談員の構成 男性 5 名 女性 5 名 計 10 名

② 実施期間 例年 5 月～翌年 3 月

③ 訪問回数 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が 2 類から 5 類へ変更となったが、施設の意向を尊重し、施設職員との面談を行った。

令和 5 年度

訪問先	訪問対象（事業所数）	訪問回数
介護老人福祉施設	20 か所	18 回
介護老人保健施設	12 か所	9 回
通所介護施設（単独型）	23 か所	19 回
グループホーム・小規模多機能型居宅介護	7 か所	4 回
サービス付高齢者向け住宅	1 か所	0 回
合計	63 か所	50 回

○保健衛生

1 保健医療事業

市民の健康と生命を守るため、休日や夜間における救急医療確保対策を中心に、市民がいつでも安心して医療を受けられるよう、福島市医師会や福島歯科医師会をはじめ各医療機関等の協力のもとに、夜間休日急病センターや休日救急歯科診療所を設置しているほか、休日在宅当番医制及び救急医療病院群輪番制等を実施し、市民の医療確保に努めている。

(1)夜間休日急病センター（一次診療）

夜間・休日における急病患者に対し、応急的な診療を行うため、夜間休日急病センターを設置している。
※令和6年7月1日より福島市夜間急病診療所から福島市夜間休日急病センターへ名称変更

名称	福島市夜間休日急病センター
所在地	福島市上町5-6上町テラスビル2階
開設	昭和50年7月21日
診療科目	【夜間】内科、外科、小児科 【休日】小児科
診療日	【夜間】年中無休 【休日】第2、第4日曜日
診療時間	【夜間】午後7時から翌朝午前7時30分まで 【休日】午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
受付時間	【夜間】午後6時30分から翌朝午前7時まで 【休日】午前8時30分から午前11時30分まで、午後1時から午後4時まで
診療体制	【夜間】 医師 3人（内科系1人、外科系1人、小児科1人）※小児科は午後10時まで 深夜帯（午後11時～翌朝7時30分）は医師1人 看護師 3人（深夜帯1人）事務員 2人（深夜帯1人） 【休日】 医師 1人（小児科）※10月から翌年3月までは2人 看護師 3人 事務員3人 ※10月から翌年3月まではそれぞれ4名

○夜間休日急病センター診療状況（夜間診療分）

年度			H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
項目								
受診者数	総数		15,357 人	14,504 人	6,756 人	7,799 人	7,895 人	9,024 人
	一日平均		42.4	39.6	18.5	21.4	21.6	24.7
	性別	男	7,745	7,241	3,453	3,917	3,886	4,563
		女	7,612	7,263	3,303	3,882	4,009	4,461
	居住地	市内	12,804	12,074	5,805	6,656	6,758	7,447
		市外	2,553	2,430	951	1,143	1,137	1,577
	診療科目	内科系	4,899	4,540	1,854	2,106	2,026	2,690
		外科系	3,104	3,037	2,298	2,345	2,426	2,160
		小児科	4,481	4,242	1,368	1,919	1,957	2,577
深夜帯(全科目)		2,873	2,685	1,236	1,429	1,486	1,597	

(2)休日救急歯科診療所（一次診療）

休日における急病患者に対し、応急的な診療を行うため、休日救急歯科診療所を設置している。

名称	福島市休日救急歯科診療所
所在地	福島市森合町10-1保健福祉センター1階
開設	平成10年10月1日
診療日	日曜、祝日、年末年始（12/30～1/3）
診療時間	午前9時～午後5時
受付時間	午前9時～午後11時30分 午後1時～午後4時30分
診療体制	歯科医師 1人（通常） 歯科衛生士 2人（通常）

○休日救急歯科診療所診療状況

年度				H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
開設日数				72 日	76 日	61 日	72 日	73 日	74 日
受診者数	総数			891 人	1084 人	643 人	828 人	768 人	793 人
	一日平均			12.4	14.3	10.5	11.5	10.5	10.7
	内訳	性別	男	474	566	368	422	408	427
			女	417	518	275	406	360	366
		居住地	市内	691	851	545	667	612	613
			市外	200	233	98	161	156	180

○障がい者歯科診療状況

休日救急歯科診療所の平日を利用し、一般歯医院への通院治療・訪問治療が困難な心身等に障がいを持った方を対象とした診療事業を実施している。

開設	平成13年10月4日 診療開始
診療日	毎週水・木曜日（H27～）（予約制）※祝日、12/29～1/3にあたる場合は休診
診療時間 受付時間	午後1時30分～午後3時30分
診療体制	歯科医師 2人、歯科衛生士 3人

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
開設日数	97	98	92	99	100	105
受診者数	420	419	351	390	434	405
一日平均	4.3	4.3	3.8	3.9	4.3	3.9

(3)休日在宅当番医制（一次診療）

市医師会が中心となり、会員等の当番制により日曜・祝日（年末年始 12/29～1/3を含む。）の昼間における急病患者的の在宅診療にあたっている。

○診療時間 午前9時から午後5時まで ○診療科目別参加医療機関数（令和5年度）

診療科目	医療機関数	診療科目	医療機関数
内科	69	皮膚科	8
小児科	13	眼科	14
外科・整形外科	34	耳鼻咽喉科	14
産婦人科	14	合計	166

(4)救急医療病院群輪番制（二次診療）

一次診療に対する後方医療機関として、休日昼間、土曜午前及び毎夜間における一次診療で治療できない患者を、市内の11病院が、輪番制により、診療にあたっている。

○病院群輪番制病院

病院名	病院名
あづま脳神経外科病院	福島第一病院
大原総合病院	福島南循環器科病院
済生会福島総合病院	南東北福島病院
福島県立医科大学附属病院	わたり病院
福島西部病院	※協力病院 しのぶ病院
福島赤十字病院	

○診療時間 休日昼間 午前8時30分から午後5時まで

土曜午前8時30分から午後1時まで 土曜午後1時から午後5時まで（令和4年4月より）

毎夜間 午後5時から翌日午前8時30分まで

(5)茂庭診療所

茂庭地区における住民の医療を確保するため、市医師会による運営を行っていたが、令和元年7月1日より市医師会に代わり市内医師に依頼し施設維持管理費を助成し診療を継続し、地域医療の利便を図っている。

診療所名	診療科目	診療日・時間
茂庭診療所	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科	金曜日、午後3時～午後5時 土曜日、午前9時～午前12時

(6)医療安全支援センター

医療法第6条の13に基づく医療安全支援センターを設置し、市民からの医療に関する相談に対応している。

年度	R2	R3	R4	R5
相談件数	189	195	190	187

(7)献血事業

本市における献血推進は、県献血推進計画および移動採血車運行計画に基づき、各事業所および地区献血友の会等の献血のほか、広く市民に献血思想の普及を図るため、各種奉仕団体等の協力による街頭献血により、その目的達成に努めている。

○福島市の献血状況

年度	採血車運行台数（台）	目標量（L）	献血量（L）	達成率（%）
R元	145.0	2,618.8	2,491.6	95.1
R2	142.0	2,640.0	2,231.4	84.5
R3	138.0	2,576.0	2,180.8	84.7
R4	143.2	2,498.2	2,377.0	95.1
R5	124.0	2,304.4	2,209.0	95.9

(8)保健所運営推進事業

福島市保健所運営協議会（平成31年2月設置）

○目的 福島市保健所条例4条に基づき設置し、地域住民の健康の保持、増進のため協議する。

○組織 委員 15人

主な委員 学識経験者、保健医療関係、教育関係、職域関係、市民団体、関係機関

2 放射線健康管理事業

(1)内部被ばく検査

①検査の概要

市では、市内の将来にわたる健康管理を進めるとともに、放射線に対する健康不安の軽減を目的にホールボディカウンタによる内部被ばく検査を進めています。

市及び県所有の移動式ホールボディカウンタをはじめ、市内2カ所、市外1カ所の医療機関及び検査機関の協力のもと、検査を実施しました。

②検査の実施状況

年齢区分	検査対象者数 (人)	検査人数 (人)	
		令和6年3月末現在	
		累計 (平成23年11月～令和6年3月)	再検査
10歳未満	19,048	8,889	0
10歳代	23,080	87,919	93
20歳代	25,083	46,135	256
30歳代	27,939	8,148	28
40歳以上	174,213	59,444	511
計	269,363	210,535	888
住登外		3,060	5
ひらた中央病院		1,183	
合計	269,363	214,778	893

(住登外、ひらた中央病院を除く者)	(受検者実人数)	(複数回受検者)
210,535 人	= 113,186	+ 97,349 人
	⇕	
※対象者 269,363 人に対する受検率 = 42.0%		

③検査結果の概要

令和6年3月末現在で延べ214,778人が検査を終了し、全員が預託実効線量(※1)1ミリシーベルト未満で、市の健康管理検討委員会からは、「健康に影響を与えるような数値ではない。」との見解をいただいております。

(※1) 預託実効線量とは、計測された放射性物質の量から推定される成人では50年間、子どもでは70歳までに体内から受ける内部被ばく線量のことです。

(2) 個人線量計(ガラスバッジ)による外部被ばく検査

①検査の概要

市では、住民一人ひとりのより一層の安全・安心の確保と、今後の健康管理を目的として令和5年9月から11月までの3か月間ガラスバッジによる外部被ばく検査を実施しました。

②対象者数・測定者数

			単位 (人)
対象者数	申込件数	申込率	回収件数
275,483	501	0.2%	452

※令和6年3月末日現在確定数

(未回収者 49人)

③ 3 か月間の測定結果

3 か月間の積算線量 (A) [mSv]	年間線量推計値 (A × 4) [mSv]	人数 [人]		割合 [%]
X (0.1 未満)	1 未満	382	451	99.78
0.1		66		
0.2		3		
0.3	2 未満	1	1	0.22
0.4		0		
0.5	3 未満	0	0	0.00
0.6		0		
0.7		0		
0.8	4 未満	0	0	0.00
0.9		0		

3 か月間の積算線量平均値：0.012mSv

④ 検査結果の概要

令和 6 年 1 月 31 日(水)に開催した市の健康管理検討委員会で以上の結果を報告し、『3 か月で測定された線量から推定した年間積算線量からは、「将来、放射線によるがんの増加などの可能性は少ない」と判断されます。』との見解をいただいております。

(3) 「放射線と市民の健康講座」の開催について

① 講座の概要

放射線による市民の健康不安の軽減を目的として、放射線を正しく理解する講座を開催しました。

市内全域を対象として開催したほか、中学生や団体を対象に講座を行い、令和 5 年度は計 7 回開催し、516 名の参加がありました。

② 開催状況（令和 5 年度）

	開催状況	開催回数	参加人数（人）
1	一般（市内全域）	1	23
2	企業・事業所	1	10
3	児童・生徒とその保護者	5	483
	計	7	516

3 衛生事業

(1) 水道施設・生活衛生施設の状況

安全な飲料水が安定的に供給されるよう、専用水道及び給水施設等の立入検査を行い、適正な水質管理や水道施設の維持管理の徹底を図るよう監視指導を行っている。

また、衛生的環境が必要となる生活衛生営業施設について、許可や届出等の事務を行うとともに、これらの施設への監視指導を行っている。

○水道施設の監視状況

種類	施設数	監視指導延件数
専用水道	25	28
給水施設	14	14
貯水槽水道	1,086	101
計	1,125	143

○許可施設の監視状況

種類	施設数	監視指導延件数
旅館業	185	127
興行場	23	22
公衆浴場	53	47
理容業	288	21
美容業	622	41
クリーニング業	146	8
計	1,317	266

(2) 食品営業施設の状況

食品の安全性を確保し、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法に基づき「福島市食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関係施設の監視指導を行っている。

○営業許可及び営業届施設の監視状況

業種	施設数	監視件数
飲食店営業	2,851	921
喫茶店営業	120	8
菓子製造業	369	164
魚介類販売業	95	109
食肉販売業	62	52
その他の許可業種	353	320
営業届業種	2,026	637
計	5,876	2,211

(3) 畜犬登録等の状況

畜犬登録は、保健所と各支所で随時受付しており、毎年4月に市内各会場で狂犬病予防注射を実施している。

○実施状況

年度	登録頭数	狂犬病予防注射実施頭数
R元	13,074 頭	9,433 頭
2	13,138 頭	7,299 頭
3	13,140 頭	8,940 頭
4	13,096 頭	8,987 頭
5	13,405 頭	9,061 頭

(4)動物愛護管理の状況

「動物の愛護及び管理に関する法律」「狂犬病予防法」等の規定に基づき、飼われている犬と猫や所有者不明の犬と猫の保護・返還・譲渡・処分、負傷している犬と猫の保護、などの業務を行っている。

また、住民に対し適正飼養に関する相談・指導・助言を行うとともに、ボランティア等との協働による小学校への獣医師派遣事業を行い動物愛護の推進を図っている。

①動物保護管理

	保護	返還	譲渡	処分
犬（頭数）	25	18	3	1
猫（匹数）	147	1	80	70
計	172	19	83	71

②適正飼養に関する相談・指導・助言件数 427 件

③ボランティア等との協働による小学校への獣医師派遣事業実施校数 5 校

④第一種動物取扱業の登録件数 新規登録 10 件、更新登録 19 件

(5) 試験検査の状況

市民の健康な生活を確保するために、市内で流通している食品、家庭用品の規格基準等の検査や公衆浴場や旅館等の浴槽水の水質検査を行っている。また、食中毒（疑いを含む）に係る病因物質検索のための検査や感染症の発生を予防しその蔓延防止を図るための検査等を行っている。

	検査項目	検体数	検査項目	検体数
食品収去検査	理化学検査	178	微生物検査	106
家庭用品検査	容器試験等	2	ホルムアルデヒド	8
浴槽水検査	理化学検査	31	微生物検査	31
食中毒等検査	食中毒菌	114	ノロウイルス	121
感染症等検査	新型コロナウイルス	3	その他	5

4 公衆衛生補助事業

(1)給水施設補助

生活環境の整備改善及び公衆衛生の向上のため、福島市が行う水道事業等の給水区域外において、市以外の者が行う水道施設及び給水施設工事について、その工事費の 20%以内を補助する。

○補助実績

昭和 62 年度～令和 5 年度 なし

(2)公衆浴場業者への補助

公衆浴場の転廃業を防止するとともに、経営の安定と入浴施設の確保を図り、公衆衛生の向上に資するため施設整備事業に対し補助する。

年度	区分	補助対象事業（千円）	補助金総額（千円）	備考
R 元		0	0	
2		0	0	
3		0	0	
4		4,476	2,000	
5		0	0	

5 感染症予防事業

感染症発生の未然防止とまん延防止を図るため広報紙等を活用して住民の保健衛生思想の普及に努めている。

○感染症患者発生状況

福島市の感染症発生状況（1類発生なし、2類結核以外発生なし）

（単位：人）

区 分 年 度	2類 感染症	3類感染症	4類感染症		5類感染症				
	結核 (L T B I ※含む)	腸管出血性 大腸菌感染症	つつが 虫病	レジオネラ 感染症	梅毒	後天性免疫 不全症候群 (H I V含む)	劇症型溶血 性レンサ球 菌感染症	百日 咳	侵襲性 肺炎球菌 感染症
令和元年度	46	4	0	3	7	3	2	12	13
令和2年度	26	12	1	0	6	0	3	0	4
令和3年度	22	3	1	2	12	3	2	0	6
令和4年度	22	2	0	6	16	3	1	0	5
令和5年度	28	3	1	9	27	4	7	5	2

※L T B I（潜在性結核感染症）：結核発病の予防として投薬を行なっている方

(1) 感染症診査協議会の開催（令和5年度）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施。

定例開催 13回 臨時開催 6回

- ・入院勧告 31人（新型コロナウイルス感染症を除く）
- ・就業制限 19人（新型コロナウイルス感染症を除く）

(2) 感染症予防法による結核健診事業

①定期健診（65歳以上）対象者は3月末日の65歳以上の人口

区分	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
R元年度	82,442	27,988	33.9
2年度	83,119	25,533	30.7
3年度	83,537	26,250	31.4
4年度	83,527	27,158	32.5
5年度	83,622	27,141	32.4

②接触者健診（令和5年度）

結核患者と接触し、感染していると疑われる方を対象に実施。

- ・実施件数 219回

③管理検診（令和5年度）

結核治療終了後の患者を対象に病状などの把握のため実施。

- ・実施件数 38回

(3) 新型コロナウイルス感染症対策事業（令和5年度）

- ・陽性者数 810人
- ・PCR検査等実施数 1,987件
- ・相談件数 受診相談センター 延べ 2件
一般相談センター 延べ 622件

(4) 予防接種事業

予防接種法に基づき、定期予防接種を実施し各疾病の発生及び重症化予防に努めている。また、任意予防接種の一部助成を行い、疾病の発生及び重症化予防に努めている。

○定期予防接種事業

※令和5年度

種類	接種対象年齢	接種区分	対象人口	実施人員	実施率
ロタウイルス感染症 ※令和2年10月から定期 予防接種	1 価：出生6週0日後～24週0日後	1 回	1,398	1,035	74.0%
		2 回①		1,038	74.2%
	5 価：出生6週0日後～32週0日後	1 回		349	25.0%
		2 回		359	25.7%
		3 回②		348	24.9%
	参考①+②		1,398	1,386	99.1%
B型肝炎	1 歳未満	1 回	1,398	1,402	100.3%
		2 回		1,416	101.3%
		3 回		1,360	97.3%
ヒブ感染症	生後2か月～5歳未満	1 回	1,398	1,406	100.6%
		2 回		1,420	101.6%
		3 回		1,416	101.3%
		追加	1,529	1,533	100.3%
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月～5歳未満	1 回	1,398	1,406	100.6%
		2 回		1,421	101.6%
		3 回		1,415	101.2%
		追加	1,529	1,541	100.8%
BCG（結核）	1 歳未満	1 回	1,398	1,436	102.7%
4 種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）	生後2か月～7歳6か月未満	1 期 1 回	1,398	1,538	110.0%
		1 期 2 回		1,564	111.9%
		1 期 3 回		1,574	112.6%
		1 期追加	1,529	1,486	97.2%
2 種混合（ジフテリア・破傷風）	11 歳～13 歳未満	2 期	2,127	1,714	80.6%
水痘（水ぼうそう）	1 歳～3 歳未満	1 回	1,529	1,538	100.6%
		2 回	1,664	1,383	83.1%
麻しん風しん混合 麻しん 風しん	1 歳～2 歳未満	1 期	1,529	1,507	98.6%
	小学校入学前1年間にある5歳～7歳未満	2 期	2,024	1,938	95.8%
	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生れの男性（予防接種は抗体検査の結果対象となった者）※①	5 期	—	79	—
日本脳炎 ※②	生後6か月～7歳6か月未満 特例対象者	1 期 1 回	1,809	1,748	96.6%
		1 期 2 回		1,650	91.2%
		1 期追加		1,813	103.5%
	9 歳～13 歳未満、特例対象者	2 期	2,182	2,287	104.8%
ヒトパピローマウイルス 感染症（子宮頸がん予防）	小学6年生～高校1年生相当の女子	1 回	1,077	623	57.8%
		2 回		408	37.9%
		3 回		243	22.6%
	キャッチアップ接種対象者	1 回	—	680	—
		2 回		625	
		3 回		614	

種類	接種対象年齢	接種区分	対象人口	実施人員	実施率
高齢者インフルエンザ	①接種当日 65 歳以上 ②接種当日 60 歳～64 歳で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し障害者手帳 1 級を有する者	1 回	83,775	48,715	58.1%
高齢者肺炎球菌感染症	①65 歳～100 歳までの 5 歳刻み ②接種当日 60 歳～64 歳で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し障害者手帳 1 級を有する者	1 回	9,794	3,070	31.3%

※厚生労働省「定期の予防接種実施者数」、「HPV ワクチンの実施状況について」に準ずる。

※①抗体検査の結果対象となった者のみであるため、実施率等算出できず。

※②実施人員は特例対象者を含む。

○任意予防接種事業

※令和 5 年度

種類		接種対象年齢	実施人員	
おたふくかぜ		1 歳～ 2 歳未満	1,458	
風しん (大人)	麻しん風しん 混合ワクチン	妊娠予定の女性	330	413
		妊婦の夫	65	
		妊娠予定の女性の 夫	18	
	風しんワクチン	妊娠予定の女性	0	0
		妊婦の夫	0	
		妊娠予定の女性の 夫	0	
	抗体検査	妊娠予定の女性	196	396
		妊婦の夫	147	
		妊娠予定の女性の 夫	53	

(5)新型コロナウイルスワクチン接種事業

予防接種法第 25 条第 1 項の規定による、新型コロナウイルスワクチン接種について、市民への円滑な接種を実施し、感染症の予防及びまん延防止に努めた。

○新型コロナウイルスワクチン接種実績

※接種数：令和 6 年 4 月 1 日現在 VRS（国ワクチン接種記録システム）の接種数

接種数	高齢者			64 歳以下			全体		
	接種者数	接種率	人口	接種者数	接種率	人口	接種者数	接種率	人口
1 回目	80,597	96.5%	83,527	156,602	84.3%	185,836	237,199	88.1%	269,363
2 回目	80,178	96.0%		155,647	83.8%		235,825	87.5%	
3 回目	76,215	91.2%		129,897	69.9%		206,112	76.5%	
4 回目	71,865	86.0%		80,795	43.5%		152,660	56.7%	
5 回目	64,452	77.2%		35,490	19.1%		99,942	37.1%	
6 回目	52,052	62.3%		13,188	7.1%		65,240	24.2%	
7 回目	37,817	45.3%		5,445	2.9%		43,262	16.1%	

※人口：令和 5 年 3 月末現在

6 健康増進事業

(1)健康増進法に基づく健康診査事業

①がん検診

1) 対象者数 H20～R2 対象数：国勢調査結果を基に下記計算式により算出

市町村人口－（就職者数－農林水産業従事者数）

R3～対象者数：福島県現住人口調査と国勢調査結果を基に福島県が対象者数を算出

2) 対象者 胃がん：50 歳以上、大腸がん・肺がん・乳がん：40 歳以上、前立腺がん：55 歳～74 歳、
子宮頸がん検診：20 歳以上

前立腺がん検診・子宮頸がん・乳がん検診は隔年実施

受診者数：（ ）内県外避難者受診数再掲

年度	胃がん検診※1			大腸がん検診			肺がん検診		
	対象者数 (40 歳以上)	受診者数	受診率	対象者数 (40 歳以上)	受診者数	受診率	対象者数 (40 歳以上)	受診者数	受診率
R 元	92,142	28,580(1)	31.0	92,142	30,798(2)	33.4	92,142	34,995(0)	38.0
2	92,142	18,716(0)	20.3	92,142	27,945(0)	30.3	92,142	31,430(1)	34.1
3	83,151	20,894(1)	33.2	91,926	29,078(5)	31.6	91,926	32,350(4)	35.2
4	83,706	22,838(2)	35.4	92,208	29,896(3)	32.4	92,208	33,153(2)	36.0
5	84,217	21,958(3)	35.9	92,466	29,649(5)	32.1	92,466	32,976(3)	35.7

※1 R3～胃がん検診の受診率：（当該年度受診者数＋前年度受診者数－2 年連続受診者数）

/当該年度対象者数×100

年度	前立腺がん検診（男性）			子宮頸がん検診（女性）			乳がん検診（女性）		
	対象者数 (40 歳～74 歳)	受診者数	受診率 ※2	対象者数 (20 歳以上)	受診者数	受診率 ※3	対象者数 (40 歳以上)	受診者数	受診率
R 元	39,806	3,697	18.5	66,559	8,868(3)	25.9	57,056	8,530(3)	28.8
2	39,806	3,321	17.6	66,559	7,475(1)	23.7	57,056	6,975(2)	26.3
3	37,179	3,603	18.6	64,190	8,565(5)	24.1	55,774	8,172(4)	26.3
4	36,442	3,534	19.6	64,144	8,141(2)	24.8	55,854	7,773(3)	27.1
5	35,789	3,357	19.3	64,099	8,321(5)	24.6	55,957	7,783(3)	26.7

※2 前立腺がん検診の受診率：（当該年度受診者数＋前年度受診者数）／当該年度対象者数×100

※3 子宮頸がん・乳がん検診の受診率：（当該年度受診者数＋前年度受診者数－2 年連続受診者数）

/当該年度対象者数×100

②骨粗鬆症検診

（～R2 対象者：20 歳～70 歳の 5 歳節目の女性、R3～対象者：40 歳～70 歳の 5 歳節目の女性）

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
R 元	19,584	2,620	13.4
2	19,584	2,239	11.4
3	12,794	2,132	16.7
4	12,884	2,132	16.5
5	12,844	1,985	15.5

③肝炎ウイルス検診（対象者：40 歳以上、肝炎ウイルス検査を受けたことがない者）

年度	受診者数(人)
R 元	2,384
2	2,002
3	2,266
4	2,385
5	2,337

④歯周病検診（～R3 対象者：20 歳～70 歳、R4 対象者：40 歳～70 歳の 5 歳節目の者）

年度	受診者数(人)
R 元	495
2	439
3	477
4	206
5	171

(2) 健都ふくしま創造事業（令和元年度開始）

市民の健康寿命の延伸と、心筋梗塞と脳卒中の減少を目標に掲げ、生涯にわたって健康で安心して暮らせる「健都ふくしま」の実現をめざし、「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」「地域の健康づくり」「職場の健康づくり」の3つの方針による市民総ぐるみの健康づくり活動を推進している。

○「健都ふくしま創造市民会議」（令和元年8月設置）

市長をトップに、健康づくりの重要性を各界各層と共有し、市民が一体となった健康づくりへの機運を醸成する。

委員 49人

学識経験者、保健医療福祉関係、医療保険者、教育・文化関係、企業・経済団体・労働関係、地域団体・市民団体、マスメディア、健都ふくしま創造事業の各推進委員会

①「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」

1) 健康づくり推進事業

「健都ふくしま」を実現するため、健康増進計画である「ふくしまし健康づくりプラン2024」を基に、家庭、学校、職場、地域、行政などが協働で健康づくり活動を推進している。

○「福島市健康づくり推進協議会」（昭和53年9月設置）

委員 20人：学識経験者、保健医療関係、教育関係、職域関係、市民団体、地域団体

2) 受動喫煙防止対策事業

心筋梗塞や脳卒中、がんなどの疾患の原因となる喫煙に関して、改正健康増進法や福島市受動喫煙防止条例に基づき、望まない受動喫煙を生じさせない環境整備に取り組んでいる。

○「福島市受動喫煙防止対策推進委員会」（令和元年6月設置）

委員 15人：学識経験者、保健医療関係、学校関係、保護者団体、企業・商業関係、マスメディア

3) 食育推進事業・食環境整備事業（「適しお」等の推進）

福島市食育推進計画の推進及び市民の健康的な食環境の整備として、家庭や地域、職場などで、「適しお～塩分減らして健康家族～」をキャッチフレーズとする減塩や食育に取り組んでいる。

○「福島市食育推進委員会」（平成22年7月設置）

委員 14人：学識経験者、教育関係、企業・商業関係、マスメディア、食育関係団体、一般公募者

4) 歯と口腔の健康づくり推進事業

福島市歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、総合的かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進している。

○「福島市歯と口腔の健康づくり推進委員会」（令和元年6月設置）

委員 13人：学識経験者、保健医療福祉関係、教育関係、企業・労働衛生関係、地域・市民代表

5) 健康づくりポイント事業（平成28年度開始）

県民の健康寿命の延伸と地域における健康格差の解消を目的とする福島県の「ふくしま健民パスポート事業」に市独自の親子参加型事業を追加し、働き盛り世代の参加を促している。

・令和5年度ふくしま健民カード発行件数 アプリ 6,853件 台紙 763件

②「地域の健康づくり」

地域の健康課題についての学習会や健康づくりを推進する組織の設置など、地域特性に応じた市民の主体的な健康づくり活動を支援している。

③「職場の健康づくり」

就労者が健康で長く働き続けることができるよう、健康経営®*1を通じた健康づくりを推進している。

○「職場の健康づくり推進委員会」（令和元年7月設置）

委員 15人：学識経験者、保健医療関係団体、企業・経済団体・労働衛生団体の代表

*1 従業員の健康の保持・増進の取り組みが将来的に企業の収益等を高める投資であるとの考えの下、従業員等の健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に取り組むこと。

7 保健指導事業

急激な少子高齢化の進展に伴い、子育て支援、生活習慣病の発症予防と重症化予防、健康寿命の延伸等が重要な課題である。「ふくしまし健康づくりプラン2024」を基に、家庭・学校・職場・地域・行政などが協働ですすめる健康づくり活動を推進している。

(1) 地域保健・健康増進事業担当保健師活動状況

※保健所保健総務課・健康推進課・保健予防課・こども家庭課母子保健係およびこども発達支援センター保健師の活動状況のまとめ

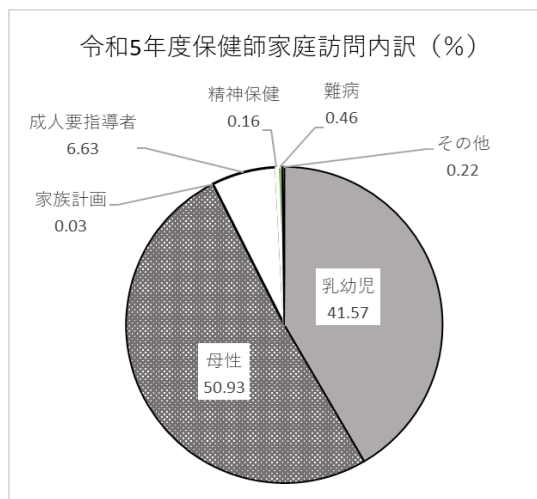
直接対人支援 (訪問、健康相談、保健指導、健康診査、予防接種、健康教育、教室活動グループ支援など)	地域・組織支援 (地域組織活動、地区診断、個別及び地域のコーディネートなど)	施策管理・業務及び組織マネジメント (事業・施策の企画・立案・評価、保健福祉計画等の策定、業務管理、人事管理、予算管理、議会対応、施設立入検査、学会・調査・研究関連など)	人材育成 (人材育成体制構築、研修会企画・実施、学生対応、研修参加など)	健康危機管理 (平時及び発生時の対応)	業務連絡・事務	その他	計
36.1%	10.2%	34.8%	7.8%	0.8%	9.3%	1.1%	100.0%

※小数点第2位を四捨五入したため 100.0%にならない場合がある

令和5年度地域保健・健康増進事業保健師家庭訪問（件数および割合）

※保健所保健総務課・健康推進課・保健予防課・こども家庭課母子保健係およびこども発達支援センター保健師の家庭訪問

対象区分		件数(件)	割合(%)
母子	乳幼児	1,537	41.57
	母性(妊婦・産婦・育児支援)	1,883	50.93
	家族計画	1	0.03
成人	成人要指導者	245	6.63
	閉じこもり予防	0	0.00
	介護家族者	0	0.00
	寝たきり	0	0.00
	精神保健	6	0.16
	難病	17	0.46
	その他	8	0.22
合計		3,697	100.00



(2) 母子保健対策

① 子育て世代包括支援事業

令和5年4月に「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」の両方の機能をもつ『福島市こども家庭センター・えがお』を設置し、すべての妊産婦、子育て世代、こどもへ一体的に相談支援を行っている。

○相談対応実施件数

年度	延べ相談件数(件)	延べ連絡調整件数(件)
R3	12,942	8,088
R4	14,023	9,593
R5	14,148	11,323

②妊産婦健康診査

“妊婦一般健康診査”を15回、“精密検査”を1回、“産婦健康診査”を2回、公費負担している。また、希望により、子宮頸がん検診を追加で行っている。

○実施状況

年度	妊娠届出数 (件)	妊娠前期 (12週間前後) 受診者数 (人)	診療所見 「有」(実数) (人)	所見「有」の内訳(延数) (人)				精密検査 受診者数 (人)	子宮頸がん検診		産後(1か月) 受診者数 (人)
				妊娠高血 圧症候群	糖尿	貧血	その他		受診者数 (人)	要精検	
R 3	1,576	1,540	160	3	49	43	76	0	1,439	52	1,589
R 4	1,464	1,452	99	1	16	40	47	0	1,238	25	1,562
R 5	1,358	1,349	104	1	25	35	49	0	1,145	41	1,411

③産後ケア事業

出産後に育児支援が必要な産婦及び乳児について、医療機関等におけるショートステイ、デイケア及びアウトリーチにより産後の身体の回復と心理的安定を図るとともに母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援している。

○利用者数・利用日数

年度	ショートステイ		デイケア		アウトリーチ (えがお赤ちゃん訪問)
	実利用者数 (人)	延べ利用日数 (日)	実利用者数 (人)	延べ利用日数 (日)	
R 3	19	107	9	16	-
R 4	31	112	29	45	1,498
R 5	47	211	65	145	1,295

④こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月頃の乳児のいるすべての家庭を、こんにちは赤ちゃん応援隊や保健師等の専門職が訪問し、傾聴を中心に相談に応じ、安心して子育てができるよう支援を行っている。

○こんにちは赤ちゃん訪問実績（実件数）

年度	訪問対象者	訪問実人数	訪問実施率	訪問内訳			
				応援隊		専門職	
R 3	1,635 人	1,635 人	100.0%	294 人	18.0%	1,341 人	82.0%
R 4	1,514 人	1,494 人	98.7%	1,018 人	68.1%	476 人	31.9%
R 5	1,442 人	1,355 人	94.0%	1,155 人	85.2%	200 人	14.8%

⑤乳幼児健康診査

疾病等を早期発見し、適切な治療や療育につなげるとともに、子育てに関する相談支援を行うことにより健全な発育発達を促すことを目的として実施している。

○実施状況

区分 年度	4 か月児			10 か月児			1 歳 6 か月児			3 歳児		
	個別健診			個別健診			集団健診			集団健診		
	該当者数	受診者数	受診率	該当者数	受診者数	受診率	該当者数	受診者数	受診率	該当者数	受診者数	受診率
R 3	1,659	1,612	97.2	1,772	1,654	93.4	1,590	1,556	97.9	1,813	1,764	97.3
R 4	1,591	1,517	95.3	1,575	1,489	94.5	1,717	1,671	97.3	1,709	1,641	96.0
R 5	1,402	1,378	98.3	1,474	1,380	93.6	1,821	1,759	96.6	1,817	1,760	96.9

※1歳6か月児・3歳児健診は、歯科健診も含む。

⑥こども発達相談会

こども発達相談会では、発育発達等に心配がある児を対象に専門職が相談・療育指導を行い、必要時に適切な治療や療育等へつないでいる。また、運動発達に心配がある児に対しては、理学療法士が家庭でできる運動発達指導を行っている。

関係機関との連携もすすめ、よりよい発達支援に努めている。

○実施状況（令和5年度）

	対象ケース	スタッフ	回数 (回)	受診数延べ(人)
乳児・幼児	乳幼児健康診査で経過観察が必要な児 保護者から相談があり発達支援が必要な児	小児科医 心理士 言語聴覚士 栄養士 保健師	(1回半日) 48	乳児 0 幼児 204 学童 0
幼児・学童	保護者から相談があり発達支援が必要な児	臨床心理士 保健師	(1回半日) 54	
			計 102	計 204

⑦小児慢性特定疾病対策

悪性新生物、慢性腎疾患等の小児慢性特定疾病に罹患した児童等に対し、医療費を支給するとともに、健全育成及び自立支援を図るための事業を行っている。

○実施状況

	支給認定 (件)	支給認定の内訳 (件)		支給認定変更等 (件)	指定医の指定 (件)	指定医療機関の指定 (件)	自立支援事業 (回)
		新規	更新				
R 3	230	36	194	49	13	51	2
R 4	219	29	190	36	26	35	2
R 5	231	44	187	38	18	55	2

⑧母子保健健康教育・相談事業（令和5年度）

事業区分	事業内容	実施回数	人数
地区開催の 育児相談会等	地域の子育て支援関係者との協働等による相談会・交流会	78回	1,153人
妊娠期～子育て 期の健康教育等	妊婦教室	24回	502人
	乳幼児健診・離乳食相談会等での栄養相談・教育	156回	1,202人
	乳幼児健診・妊婦教室等での歯科相談・教育	155回	3,625人
	学習センター・保育所・幼稚園等からの依頼による 母子健康教育	32回	342人
学童期～思春期 の健康教育等	小学校・中学校等からの依頼による健康教育、思春期保健教育	14回	98人
計		459回	6,922人

(3) 成人保健事業

①健康教育事業（令和5年度）

健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進に資することを目的として実施する。

内容	実施回数（回）	延べ人数（人）
食生活のあり方	12	203
健康増進の方法	45	1,063
高齢者の健康管理	47	1,308
生活習慣病の予防	13	553
こころの健康	5	166
歯周疾患の予防	2	42
上記以外の健康教育（感染予防等）	25	692
計	149	4,027

②健康相談事業（令和4年度）

心身の健康に関する相談に応じ必要な助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施する。

実施方法		実施回数	延べ人数（人）
来所による健康相談	個別健康相談	67	67
	定期栄養相談	7	7
電話による健康相談		-	267

③訪問指導事業

保健師、栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し、個人の状況に応じた生活習慣病の予防や健康づくりに関する助言や指導を行う。

※P216の「令和5年度地域保健・健康増進事業保健師家庭訪問（件数および割合）」参照

④食生活改善推進事業

地域の中で栄養・食生活に関する正しい知識の普及を目的として福島市食生活改善推進員協議会への委託により実施する。

○令和5年度実施状況

内容	実施回数（回）	参加人数（人）
食環境整備事業	64	1,667
食育推進事業	8	149

(4)難病保健事業（令和5年度）

① 指定難病医療費助成の申請書等の受理・進達

・申請書受理 延べ3,820件

② 難病患者・家族を対象とした個別相談や医療講演会・交流会の実施による療養生活支援

・面接相談 延べ3,217件、電話相談 延べ1,519件、家庭訪問 延べ35件

・医療講演会・交流会（専門医等による講演および患者・家族の交流）回数 3回、参加者 50人

③ 難病対策地域協議会

難病患者及び家族が安心して過ごすことができる地域づくりをめざし、令和6年2月に設置及び開催。委員数11名（学識経験者、保健・医療関係者、介護・福祉関係、患者・家族等で構成）。

8 福島市保健福祉センター

名 称	福島市保健福祉センター
所 在 地	福島市森合町10番1号
構 造 ・ 規 模	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階 地上6階
建 築 面 積	2,235.93㎡
延 床 面 積	10,573.16㎡
工 期	平成8年度～平成10年度
総 事 業 費	58億円

